かいりゅうば

Vol.160
令和7年4月
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台南部流域治水出張所
岩沼市館下一丁目2－9
TEL 0223-22-2801

工事のお知らせ

仙台南部流域治水出張所では、山元海岸の中浜工区において海岸保全対策事業として海岸侵食の防止及び消失した砂浜を復元させるための対策を行っています。

今年度はヘッドランド整備工事2件及びヘッドランドブロック製作工事1件が契約となりました。ヘッドランドブロック製作工事ではヘッドランド整備に必要なブロックの製作を行います。

今後もヘッドランドおよび砂浜の復元の早期完成に向け、安全第一で工事を進めてまいりますので皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



◆仙台湾南部海岸１号ヘッドランド整備工事

業者：（株）橋本店

工期：R7年4月1日 ～ R8年1月30日（予定）

内容：ヘッドランド整備

◆仙台湾南部海岸S５号ヘッドランド整備工事

業者：野村建設（株）

工期：R7年３月18日～ R７年9月29日（予定）

内容：ヘッドランド整備

この工事に伴い、「海岸堤防から海側」を資材の運搬による大型車両等が通行しますので、事故防止のため、「立ち入り禁止」（上の図参照）といたします。



◆仙台湾南部海岸ヘッドランドブロック製作工事

業者：野村建設（株）

工期：R7年4月1日 ～ R7年10月22日（予定）

内容：ヘッドランド整備に必要なブロックの製作

不法投棄は犯罪です！！

当出張所では毎週、山元海岸（笠野・中浜工区）と、岩沼海岸（蒲崎工区）の海岸パトロールを実施しております。

下の写真はパトロールで見つかった違法行為（不法投棄）です。

海岸法では、海岸を汚損する行為として不法投棄を禁止しています。

＜ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律＞廃棄物処理法（第16条）

「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」

不法投棄は5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金!!

法人は併せて三億円以下の罰金刑が科されます!!

美しく安全な海岸を目指し、貴重な自然空間である海岸を大切に守っていきましょう！！



▲座椅子の不法投棄（蒲崎海岸）



▲テーブルの不法投棄（蒲崎海岸）



ヒトデちゃん

不法投棄の行為を
みかけたら
警察１１０番へ
通報してください！



